

別表 許可の制限措置等及びその他の事項

制限措置							条件
漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可をすべき漁業者の数	
うなぎ稚魚漁業（たも網）	定めなし	定めなし	第1方財導流堤基部から東海燈台を見通す線より上流の延岡港及び北川水系。 ただし、内共第2、3、4号の区域は除く。	令和6年11月26日から令和7年3月10日まで。ただし、令和6年12月12日の日の入りから12月17日の日の出まで、令和7年1月11日の日の入りから1月16日の日の出まで、2月9日の日の入りから2月14日の日の出までの期間を除く。	うなぎ稚魚の取扱いに関する条例（平成7年宮崎県条例第9号）第2条第1項第9号に掲げる登録組合と集出荷契約を結ぶ者	63	1) 間口最長差し渡しが30cmを超えるたも網で採捕してはならない。 2) 船舶使用の許可を受けていない者は船舶を使用して採捕してはならない。また、1つの船舶につき3人以上で乗船して採捕してはならない。 3) 使用する船舶には、知事が交付する標旗を識別しやすい場所に掲揚しなければならない。 4) 許可証に記載されていない漁具を使用してはならない。 5) 道網を使用して採捕する場合は、道網の枚数は1枚までで、かつ、一辺の長さが8.5m以内のものでなければならない。また、事前に提出した展開図と異なるものを使用してはならない。 6) 延岡港における内水面区域内においては、2トン以上の船舶を使用して採捕してはならない。 7) 知事が採捕の停止を指示したときは、当該指示に従わなければならない。 8) 許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。 9) 共同漁業権が設定してある区域では、当該区域を管理する漁業権者の同意がなければ操業してはならない。
			第1方財導流堤基部から東海燈台を見通す線より上流の延岡港及び祝子川水系。 ただし、内共第1、4号の区域は除く。			27	
			第1方財導流堤基部から東海燈台を見通す線より上流の延岡港の区域及び五ヶ瀬川水系。 ただし、内共第1、2号の区域は除く。			91	
			延岡港及び共第4号の区域。 ただし、内共第1、2、3、4号の区域及び大瀬川河海境界線の2等分点を中心として半径1kmの円周により囲まれた海域を除く。			28	
			共第6号の区域			5	

	五十鈴川水系の本支流		2	網の枚数は1枚までで、かつ、一辺の長さが8.5m以内のものでなければならない。また、事前に提出した展開図と異なるものを使用してはならない。 6) 知事が採捕の停止を指示したときは、当該指示に従わなければならない。
	鳴子川		2	7) 許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。 8) 共同漁業権が設定してある区域では、当該区域を管理する漁業権者の同意がなければ操業してはならない。
	塩見川、亀崎川、吉野川、赤岩川及び細島商工業港		10	1) 間口最長差し渡し30cmを超えるたも網で採捕してはならない。 2) 船舶使用の許可を受けていない者は船舶を使用して採捕してはならない。また、1つの船舶につき3人以上で乗船して採捕してはならない。 3) 使用する船舶には、知事が交付する標旗を識別しやすい場所に掲揚しなければならない。 4) 許可証に記載されていない漁具を使用してはならない。 5) 道網を使用して採捕する場合は、道網の枚数は1枚までで、かつ、一辺の長さが8.5m以内のものでなければならない。また、事前に提出した展開図と異なるものを使用してはならない。 6) 細島商工業港においては、船舶を使用して採捕してはならない。 7) 知事が採捕の停止を指示したときは、当該指示に従わなければならない。 8) 許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。 9) 共同漁業権が設定してある区域では、当該区域を管理する漁業権者の同意がなければ操業してはならない。
	耳川水系		8	1) 間口最長差し渡し30cmを超えるたも網で採捕してはならない。 2) 船舶使用の許可を受けていない者は船舶を使用して採捕してはならない。また、1つの船舶につき3人以上で乗船して採捕してはならない。
	耳川水系及び石並川水系		20	3) 使用する船舶には、知事が交付する標旗を識別しやすい場所に掲揚しなければならない。 4) 許可証に記載されていない漁具を使

	都農川、心見川及び名貫川		1	用してはならない。 5)道網を使用して採捕する場合は、道網の枚数は1枚までで、かつ、一辺の長さが8.5m以内のものでなければならぬ。また、事前に提出した展開図と異なるものを使用してはならない。
	平田川。 ただし、井出の上橋から下流の区域。		5	6)知事が採捕の停止を指示したときは、当該指示に従わなければならない。
	小丸川水系の本支流		45	7)許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。 8)共同漁業権が設定してある区域では、当該区域を管理する漁業権者の同意がなければ操業してはならない。
	一ツ瀬川水系及び石崎川水系の本支流		33	1)間口最長差し渡し30cmを超えるたも網で採捕してはならない。 2)船舶使用の許可を受けていない者は船舶を使用して採捕してはならない。また、1つの船舶につき3人以上で乗船して採捕してはならない。 3)使用する船舶には、知事が交付する標旗を識別しやすい場所に掲げなければならない。 4)許可証に記載されていない漁具を使用してはならない。 5)道網を使用して採捕する場合は、道網の枚数は1枚までで、かつ、一辺の長さが8.5m以内のものでなければならぬ。また、事前に提出した展開図と異なるものを使用してはならない。 6)一ツ瀬川においては、ふくろ網によりうなぎ稚魚を採捕する者の操業に支障を及ぼす行為を行ってはならない。 7)知事が採捕の停止を指示したときは、当該指示に従わなければならない。 8)許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。 9)共同漁業権が設定してある区域では、当該区域を管理する漁業権者の同意がなければ操業してはならない。
	北導流堤西端、河川導流堤東端の標柱、河川導流堤東端から西100mに立てられた標柱及び基点1（八重川右岸の護岸角）を順次に結んだ線より上流の大淀川水系の本支流。 ただし、後田川河口右岸東端から基点第2（内港地区東部埠頭の(-)		108	1)間口最長差し渡し30cmを超えるたも網で採捕してはならない。 2)船舶使用の許可を受けていない者は船舶を使用して採捕してはならない。また、1つの船舶につき3人以上で乗船して採捕してはならない。 3)使用する船舶には、知事が交付する

<p>5.5m岸壁と防波堤2の法線が交わる点)を結ぶ線より以北の水面を除く。また、宮崎港の水門航路内及び同航路から10m以内の水面を除く。</p>		<p>標旗を識別しやすい場所に掲揚しなければならない。  4)許可証に記載されていない漁具を使用してはならない。  5)道網を使用して採捕する場合は、道網の枚数は1枚までで、かつ、一辺の長さが8.5m以内のものでなければならない。また、事前に提出した展開図と異なるものを使用してはならない。  6)ふくろ網によりうなぎ稚魚を採捕する者の操業に支障を及ぼす行為を行ってはならない。  7)後田川河口右岸東端から基点2(内港地区東部埠頭の(-)5.5m岸壁と防波堤2の法線が交わる点)を結ぶ線と宮崎港の水門北岸で囲まれた水面においては、岸壁、物揚場、護岸及び防波堤以外からの採捕及び船舶を使用した採捕を行ってはならない。  8)知事が採捕の停止を指示したときは、当該指示に従わなければならない。  9)許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。  10)共同漁業権が設定してある区域では、当該区域を管理する漁業権者の同意がなければ操業してはならない。</p>
<p>清武川水系の本支流</p>	<p>13</p>	<p>1)間口最長差し渡し30cmを超えるたも網で採捕してはならない。  2)船舶使用の許可を受けていない者は船舶を使用して採捕してはならない。また、1つの船舶につき3人以上で乗船して採捕してはならない。</p>
<p>清武川水系、加江田川水系及び知福川水系の本支流</p>	<p>14</p>	<p>3)使用する船舶には、知事が交付する標旗を識別しやすい場所に掲揚しなければならない。  4)許可証に記載されていない漁具を使用してはならない。</p>
<p>広渡川水系の本支流</p>	<p>14</p>	<p>5)道網を使用して採捕する場合は、道網の枚数は1枚までで、かつ、一辺の長さが8.5m以内のものでなければならない。また、事前に提出した展開図と異なるものを使用してはならない。</p>
<p>南郷川、渦上川、細田川及び新開川</p>	<p>1</p>	<p>6)知事が採捕の停止を指示したときは、当該指示に従わなければならない。  7)許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。</p>
<p>福島川水系及び本城川水系の本支流</p>	<p>20</p>	<p>8)共同漁業権の設定してある区域で</p>

						は、当該区域を管理する漁業権者の同意がなければ操業してはならない。	
うなぎ稚魚漁業（たも網） ※船舶使用なし	定めなし	定めなし	一ツ瀬川水系及び石崎川水系の本支流	令和6年11月26日から令和7年3月10日まで。ただし、令和6年12月12日の日の入りから12月17日の日の出まで、令和7年1月11日の日の入りから1月16日の日の出まで、2月9日の日の入りから2月14日の日の出までの期間を除く。	うなぎ稚魚の取扱いに関する条例（平成7年宮崎県条例第9号）第2条第1項第9号に掲げる登録組合と集出荷契約を結ぶ者	79	1) 間口最長差し渡し30cmを超えるたも網で採捕してはならない。 2) 船舶を使用して採捕してはならない。 3) 許可証に記載されていない漁具を使用してはならない。 4) 道網を使用して採捕する場合は、道網の枚数は1枚までで、かつ、一辺の長さが8.5m以内のものでなければならない。また、事前に提出した展開図と異なるものを使用してはならない。 5) 一ツ瀬川においては、ふくろ網によりうなぎ稚魚を採捕する者の操業に支障を及ぼす行為を行ってはならない。 6) 知事が採捕の停止を指示したときは、当該指示に従わなければならない。 7) 許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。 8) 共同漁業権が設定してある区域では、当該区域を管理する漁業権者の同意がなければ操業してはならない。
			北導流堤西端、河川導流堤東端の標柱、河川導流堤東端から西100mに立てられた標柱及び基点1（八重川右岸の護岸角）を順次に結んだ線より上流の大淀川水系の本支流。 ただし、後田川河口右岸東端から基点第2（内港地区東部埠頭の(-)5.5m岸壁と防波堤2の法線が交わる点）を結ぶ線より以北の水面を除く。また、宮崎港の水門航路内及び同航路から10m以内の水面を除く。	92		1) 間口最長差し渡し30cmを超えるたも網で採捕してはならない。 2) 船舶を使用して採捕してはならない。 3) 許可証に記載されていない漁具を使用してはならない。 4) 道網を使用して採捕する場合は、道網の枚数は1枚までで、かつ、一辺の長さが8.5m以内のものでなければならない。また、事前に提出した展開図と異なるものを使用してはならない。 5) ふくろ網によりうなぎ稚魚を採捕する者の操業に支障を及ぼす行為を行ってはならない。 6) 後田川河口右岸東端から基点2（内港地区東部埠頭の(-)5.5m岸壁と防波堤2の法線が交わる点）を結ぶ線と宮崎港の水門北岸で囲まれた水面においては、岸壁、物揚場、護岸及び防波堤以外からの採捕及び船舶を使用した採捕を行ってはならない。 7) 知事が採捕の停止を指示したときは、当該指示に従わなければならない。	

